

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第3／四半期(令和6年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考
令和7年2月7日	—	内航 海運業	株式会社 SEA WAY (法人番号 8240001016939)	広島県 広島市	令和6年10月17日	雇入契約の内容 変更等に関する 違反を確認した ため	戒告 船員法第 32 条 第 3 項、第 36 条第 2 項等)	事業場
	MARINE HAPPINESS	旅客船	ふくやま ゆうし 福山 雄士	島根県 隠岐郡 知夫村	令和6年12月25日	雇入契約の成立 の届出等に関す る違反を確認し たため	戒告 (船員法第 37 条、 第 83 条第 1 項 等)	

※公表理由: 船員法等の違反に対する累積ポイントが 120 ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。